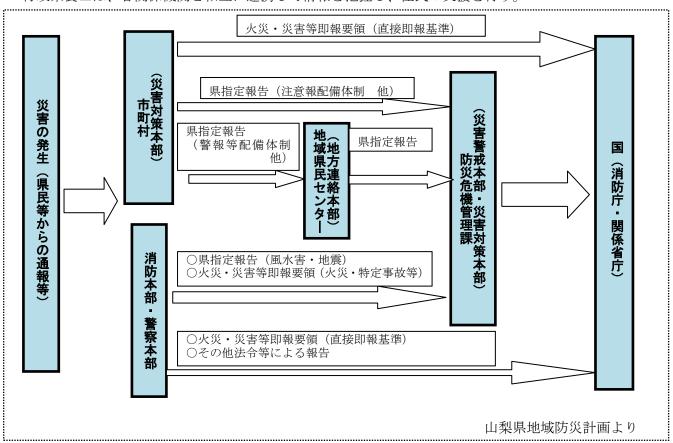
## 第3章 栄養・食生活支援連携体制

初めに、山梨県地域防災計画に記載されている山梨県の異常現象発見時の情報収集、伝達の体系図を以下に示す。

## 1 被害情報の収集伝達

災害発生の情報は、県民等から警察署、消防署あるいは市町村から災害の規模や種類に応じて「地域 県民センター」や「防災危機管理課」に報告される他、下図に示すようなルートで報告がされ、災害に 関する情報の収集と伝達が行われる。これにより、市町村における災害対策本部、県における災害対策 本部が、各関係機関と連携を図りながら、災害対策の要となり災害時における活動が行われる。

行政栄養士は、各関係機関と相互に連携して情報を把握し、住民の支援を行う。

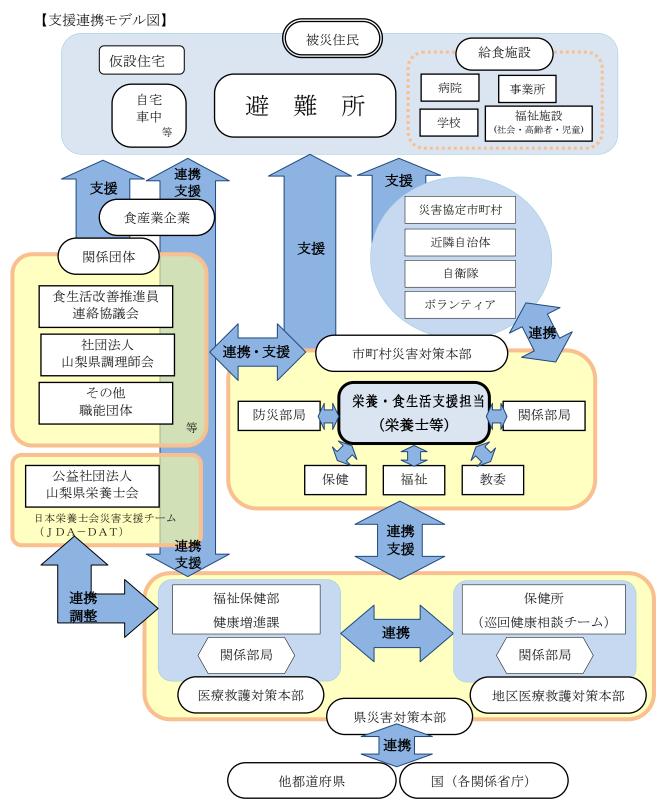


県指定に基づく被害報告の報告ルートおよび報告様式等は山梨県地域防災計画 資料編 I 被害情報収集・伝達マニュアルを参照のこと (巻末資料にも掲載)。

## 2 栄養・食生活支援連携体制について

山梨県において災害が発生した場合の栄養・食生活支援及び連携のモデルを次に示す。

災害時、県(健康増進課)、保健所、市町村(主に健康づくり事業を担う栄養・食生活支援担当部局) は連携を図り、被災住民等の支援を行う役割がある。また、平常時から関係団体と連携を図り、栄養・ 食生活支援活動のネットワークを形成しておく必要がある。



\*巡回健康相談チーム:地区医療救護対策本部(保健所)を拠点とし、地域保健活動などを通じ被災地の保健予防対策を講じる。(山梨県大規模災害時医療救護マニュアル)

- ・ 山梨県地域防災計画: 【巻末資料1法的枠組み 4山梨県の計画等(1)】 防災組織に関する資料-山梨県災害対策本部-被害情報収集・伝達マニュアル
- ・ 山梨県大規模災害時医療救護マニュアル:【巻末資料1法的枠組み 4山梨県の計画等(3)】
- 日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT):【巻末資料4 参考資料6】